

「介護の仕事」イメージ変革プロジェクト業務委託仕様書

1 業務の名称

介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務（以下「本業務」という。）

2 委託料の上限額

金2,930,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※当初契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合においても原則として受注者の負担とする。

3 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 業務の概要

介護人材は全国的に不足しており、生産年齢人口（15～64歳）の急速な縮小により、今後ますます人材確保が困難な状況にある。

鳥取県においても団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年には高齢化率は34.4%、また、要介護認定者数は平成24年から約1.17倍になると予想され、現在と同程度の介護職の配置のもとに介護を行うには、介護事業所に勤務する職員がさらに2,900名必要になると見込まれる。

しかしながら、介護分野は、離職率が高いことや仕事がきついといった負のイメージが先行しており、介護職員の確保は困難な状況にある。

介護人材の参入を促進するためには、世間の介護へのイメージを一新する必要があり、事業者団体や職能団体、養成機関、行政等が連携し、県民に介護を身近に感じていただき、介護の仕事の魅力を発信することで、介護のイメージを改新する事業を実施する。

5 業務の内容

（1）介護に関する作品及び作品を活用した介護の仕事の魅力発信事業

介護をテーマとした絵日記、写真、作文や、介護事業者の方への感謝を伝える手紙等の作品（以下、「介護に関する作品」という）を募集し、その内容を多くの人に広めることにより、県民の介護の仕事のイメージアップを図るとともに、介護従事者のモチベーション向上につなげる。

ア 概要

- ・絵日記、写真、作文、介護事業者の方への感謝の手紙等の募集
- ・介護に関する作品の審査会の実施
- ・介護に関する作品を活用した介護の魅力発信ポスターの作成、配布

イ 内容

（ア）介護に関する作品の募集

- a 介護に興味のある方、また県内介護事業所を対象に募集すること。
- b 介護に関する作品を募集するA4サイズのチラシ5,000部を作成及び配布し、周知を図ること。
- c 介護に関する作品を募集する新聞広告を掲載すること。

d 募集方法、募集チラシの配布先及び内容の案を発注者に提示し、協議の上、決定すること。

(イ) 介護に関する作品の審査会等の実施

a 上記（ア）で募集した介護に関する作品の最優秀作品、優秀作品等（以下「優秀作品等」という。）を決定するための審査会を実施すること。

b 審査員は3名以内とし発注者と協議の上選任することとし、審査員報酬を支払う。

c 優秀作品等については、副賞を授与すること。

d 優秀作品等の審査基準、審査方法及び表彰内容については、発注者と協議の上、決定すること。

e 審査会に関する必要な経費は契約金額に含まれる。

(ウ) 介護に関する作品を活用した介護の魅力発信ポスターの作成・配布

a 内容

・上記（イ）で決定した優秀作品等を活用し、介護の仕事の魅力を伝えるポスターを作成すること。

・デザイン案を発注者に提示し、協議の上、決定すること。

b 規格及び数量

・規格はB2判以上、フルカラー印刷とし、品質等その他事項については、発注者と協議の上、決定すること。

・数量は1,500部とする。

c 成果品の配布

配布先は、以下の例を参考に、発注者と協議の上、決定すること。

〈例〉

・県内の教育関係機関

・県内市町村役場及び各市町村総合支所

・鳥取県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会

・県内介護事業所

・その他ポスター掲示が可能でより多くの目に触れることができる施設

d 成果品のデータ化及び提出

上記に基づき決定したポスター原稿は、発注者が求める形式にデータ化し、USBメモリ等記録媒体により、発注者に納品すること。

(2) 介護フェア2021開催事業

多くの方が本イベントをきっかけに、介護を身近に感じ、それを支える介護の仕事への興味、理解を深めることができるよう、市町村や企業などと連携し、独自性や独創性に溢れた内容のオンラインイベントを実施する。

ア 概要

・若者を対象とした企画

・介護職をPRする企画

イ 開催日時

令和3年11月頃

ウ 内容

(ア) 若者を対象とした企画の実施

これからの介護業界を担う若者や、介護に興味のある若者・学生を対象とした企画を実施すること。

- 〈例〉・若者を交えたトークイベント
・若者に人気の著名人による講演 等

(イ) 介護職を PR する企画の実施

- 〈例〉
・介護職員、介護助手の仕事紹介
・「介護の魅力」を語るトークショー
・介護職員の仕事・プライベート質問コーナー
・養成校、高校の介護の魅力 PR
・介護の様子がわかる演劇 等

(ウ) 当日の運営

イベント当日のスムーズな進行を図ること。

エ その他業務

上記(2)ア～ウの業務内容の他、事業実施に必要な次の事項について実施すること(準備から終了までの業務)。

(ア) 実施計画書の作成

次に掲げる内容を記載した実施計画書を作成し、令和3年9月1日までに発注者に提出すること。

- a オンラインイベントの会場の手配、レイアウト及び装飾計画
- b 実施計画(イベントのタイトル、内容、タイムスケジュール等)
※イベントのタイトルは、広く県民にオンラインイベントへの参加意欲を抱かせるとともに、介護に関わるフレーズを組み込むこと。
- c 広報計画
- d その他委託内容に関する業務

(イ) 企画・運營業務

- a 出演者をはじめとしたイベント開催に関する一切の依頼、調整、契約及び支払い業務
- b イベントの進行管理
- c その他イベント企画・運営に関する業務全般

(ウ) 会場の設営・撤去業務

会場のレイアウト及び会場設営・撤去に関する一切の業務を行う。

- a 全体装飾
- b 会場使用料の支払い
- c その他会場の設営全般

(エ) 広報に関する業務

- a 各種広告媒体、SNS等を活用し、広く県民にイベント開催を周知すること。

(オ) 諸物品の作成・調達

- a 運営マニュアルの作成
- b スタッフ証（名札）の作成及び配布
- c 進行台本、参考資料の作成
- d その他必要な諸物品の作成及び調達

(3) 介護の仕事イメージアップCM発信事業

介護の仕事のイメージを変えるようなインパクトのある広告（CM）及びSNSを発信することにより、これまでの介護の仕事に対する固定観念を覆し、「介護」をより身近に感じてもらえる取組を実施する。

ア 概要

- ・介護の仕事イメージアップCM、SNSの制作
- ・介護の仕事イメージアップCMの放送、SNSの発信

イ 内容

(ア) 介護の仕事イメージアップCM、SNSの制作

a 内容

- ・介護の仕事の魅力を発信し、イメージを革新するようなCM、SNSを制作すること。
- ・制作にあたっては、上記（1）介護に関する作品及び作品を活用した介護の仕事の魅力発信事業及び（2）介護フェア2021開催事業と連動させた発信を検討すること。
- ・CM、SNSの原稿案を発注者に提示し、協議の上、決定すること。

b 成果品のデータ化及び提出

上記に基づき制作したCM原稿等は、発注者が求める形式にデータ化し、USBメモリ等記録媒体により、発注者に納品すること。

(イ) 介護の仕事イメージアップCMの放送及びSNSの発信

a 内容

上記（ア）で制作したCM、SNSを、普段介護と接する機会がない方をはじめ、多くの人の目に触れることができるよう発信を行う。

b 放送・発信時期

放送・発信時期、期間、放送回数及びその他CMの放送、SNSの発信に必要な事項については、発注者と協議の上、決定すること。なお、CMの放送にあたっては、youtube等の動画共有サービスの活用も検討すること。

6 留意事項

(1) 本業務を進める過程において、発注者と十分協議の上、作業を進めること。

(2) 本業務の実施にあたっては、イベント保険に加入する等、参加者をはじめとした関係者の安全に配慮すること。

- (3) 本業務を確実に遂行するための必要人員は、受注者において配置するものとする。この際、人件費・交通費・宿泊費・食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、全て契約金額に含めるものとする。
- (4) 設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (5) 本業務に係る物品・役務等の調達の際には、県内の障がい者就労事業所等への発注を検討・実施すること。

なお、障がい者就労事業所等の製品等に関する情報については、とりネット『はーとふる T O T T O R I 』に掲載しているので、活用すること。

(<http://db.pref.tottori.jp/heartful.nsf/index.htm>)

7 著作権及び肖像権などの権利関係

- (1) 本業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を上映し、公共放送し、展示し、頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。
- (4) 成果物の用途上、受注者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

8 完了報告及び検査

受注者は、委託業務を完了したときは、その日から30日以内又は令和4年2月28日までのいずれか早い日までに完了実績報告書（別添様式）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。委託業務の報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（A4版、カラー） 1部
- (2) 作成資料・参考資料一式
- (3) 記録映像・画像電子データ（USBメモリ等記録媒体による）
- (4) 収支決算書
- (5) その他必要資料

9 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

10 再委託の制限

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る

契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

1 1 かし担保責任

発注者は成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は、補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

1 2 個人情報保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、10の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

1 3 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

様式

実 施 計 画 書

年 月 日

介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会委員長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

⑩

1 会場

2 実施計画

(1)イベント名

(2)企画内容・スケジュール

3 広報計画

4 その他

様式

完了実績報告書

年 月 日

介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会委員長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

⑩

介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務に関する事業報告書（様式任意）
- 2 委託業務に関する収支決算書（様式任意）
- 3 その他